国民年金の届出を忘れていませんか？

国内に住所がある２０歳以上６０歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。
なお、国民年金は以下の３つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第１号被保険者 … 農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第２号被保険者 … 被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第３号被保険者 … 第２号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

○このような場合には、必ず届出をしてください。

	事　由	種別の変更	届出先
年金加入者	２０歳になったとき （※被用者年金制度の被保険者等は除く）	１号	余市町役場
	会社を退職したとき （扶養されている配偶者）	２号→１号 （３号→１号）	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	３号→１号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	１号	
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	１号または２号→３号	配偶者の勤め先
	配偶者の勤め先が変わったとき	３号→３号	配偶者の新たな勤め先

○年金を受け取っている方についても、このような場合には届出が必要になります。

	事　由	必要なもの	届出先
年金受給者	年金の受取口座を変えるとき	・受取を希望する口座の預金通帳 （またはキャッシュカード）	余市町役場

問合せ　福祉課 福祉係　☎２１－２１２０　　小樽年金事務所国民年金課　☎０１３４－３３－５０２６

６月は「外国人雇用啓発月間」です

○標語「ともに働き、ともに支える社会へ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、以下の３点をご確認ください。

①就労が認められる在留資格であること
②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
③労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

また、問合せにつきましては、お近くのハローワークまたは労働基準監督署までお願いします。

問合せ　北海道労働局 職業安定部 職業対策課　☎０１１－７０９－２３１１

救急車の適正利用にご協力ください

北後志消防組合　余市消防署

○このような時は、タクシー等をご利用ください！

・包丁で手を切った
・虫歯が痛む
・早く受診したい
・交通手段がない
・今日入院だから・・・

○このような時は、すぐに１１９番してください！

・突然の激しい頭痛や胸痛
・片方の腕や足に力が入らない
・ろれつが回らない
・急な息切れ、呼吸困難
・締め付けられるような胸の痛みがつづく